## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2020年5月18日

【会社名】 ヤマトホールディングス株式会社

【英訳名】YAMATO HOLDINGS CO., LTD.【代表者の役職氏名】取締役社長長尾裕

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座二丁目16番10号

【電話番号】 (03)3541-4141(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務戦略担当 樫本 敦司

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座二丁目16番10号

【電話番号】 (03)3541-4141(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務戦略担当 樫本 敦司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年1月24日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第7号の3及び第7号の規定に基づき、ヤマト運輸株式会社などグループ会社8社を吸収合併及び吸収分割して、当社を純粋持株会社から事業会社とする経営体制の再編を実施することに関する臨時報告書を提出いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、諸手続きに遅延が生じるなどの課題を回避しつつ、当社の経営構造改革プランを着実に遂行する体制を構築するため、2020年5月15日に経営体制の再編内容を一部変更することを決議しました。本変更において、当社は当該組織再編の当事者からは除外し、当社の子会社であるヤマト運輸株式会社と、グループ会社7社の間で吸収合併及び吸収分割する再編としたことから、特定子会社の異動並びに当社を当事者とする吸収合併及び吸収分割が生じず、提出事由に該当しないこととなったため、当該臨時報告書を取り下げるものであります。

## 2【訂正内容】

2020年1月24日提出のヤマト運輸株式会社などグループ会社8社を吸収合併及び吸収分割して、当社を純粋持株会社制から事業会社とする経営体制の再編を実施することに関する臨時報告書を取り下げます。

以上